

Name : 今井かれん

Country : Japan

Organization : 法政大学

Salutation : Student

Tel. : 090-54749178

E-Mail Address : avrilsky@docomo.ne.jp

Article Title : 耐え難い騒音、墜落事故 人権破壊する普天間基地

耐え難い騒音、墜落事故 人権破壊する普天間基地

普天間基地の存在による事件・事故と日常生活破壊がある。普天間基地では、昼夜を問わず旋回飛行訓練やタッチ・アンド・ゴー訓練（着陸後直ちに再離陸する訓練）が行われ、環境基準を超える騒音の発生は年間2万回にも上る。

周辺住民約400名が米軍機の飛行差し止めと損害賠償を求めた普天間基地爆音訴訟1審判決（08年6月26日）では、騒音が引き起こす日常会話への妨害、電話での通話への妨害、テレビ・ラジオの視聴妨害、音楽鑑賞など趣味生活や知的作業の生活妨害とこれらの妨害に伴う精神的苦痛を認定。他にも、睡眠妨害・日常のイライラ感・墜落への不安などの精神的被害、高血圧や頭痛などの身体的被害発生の危険性を認定し、米軍機の飛行差し止めは却下したが、普天間基地の存在は「違法な権利侵害ないし法益侵害となっている」と断じた。

夜間飛行禁止を全然守ってないじゃないですか。これでは夜もよくよく眠れません。強く抗議して下さい」「今さっき、ヘリではない大型の軍用機が飛び立ち、とてもうるさかった。娘が勉強していたのに、うるさくてやる気が失せてしまっている。ほんと、どうかしてください」など騒音被害や「地デジ対応テレビの画面が真っ黒になる」などの視聴被害の苦情が毎月寄せられている。

基地周辺には、幼稚園8園、小・中学校14校、高等学校・大学4校があり、子どもたちは日々危険と隣りあわせで学校生活を送っている。

これらの実態は、憲法第25条が保障する生存権や第26条の教育権、第29条の財産権など基本的人権を破壊している。

現在も米軍がらみの事件・事故は頻発している。05年1年間で1012件、

06年953件、07年888件にのぼる（「沖縄の米軍人等などによる事件・事故数及び賠償金等支払い実績」防衛省）。

そもそも、軍事目的で民有地を強制使用していること自体が平和憲法に反する。

住民の生存権を破壊し続ける普天間基地は、「移設」ではなく、県民が求める無条件閉鎖・返還しかないのだ。